

令和8年第6回教育委員会定例会審議結果

〔日時〕 令和8年6月26日（金）午前9時35分開会

〔場所〕 市役所7階701会議室

第1 議案第30号

→原案可決（学務課）

東久留米市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

第2 議案第31号

→原案可決（学務課）

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部改正について

第3 教育長報告

① 令和8年第2回市議会定例会について

→報告完了（教育部）

第4 教育委員報告

→報告完了

① 市立小学校・中学校の運動会について

② 令和8年度 市町村教育委員会研究協議会について

議案第 3 0 号

東久留米市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

上記議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

記

＜解嘱＞		解嘱年月日 令和 8 年 6 月 3 0 日	
学 校 名	区 分	氏 名	医院等名称
第五小学校	学校薬剤師	山形 万紀子	衣香堂薬局

＜委嘱＞		委嘱年月日 令和 8 年 7 月 1 日	
学 校 名	区 分	氏 名	医院等名称
第五小学校	学校薬剤師	伊藤 茂	しらさぎ薬局

（提案理由）
学校薬剤師の退職に伴い、後任を委嘱する必要がある。

議案第 3 1 号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるため。

東久留米市教育委員会規則第31号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年 月 日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年東久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	9,060円	10,332円	14,397円	15,198円	17,259円	17,937円
学校薬剤師の補償基礎額	7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表第1の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払いとみなす。

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正案							現 行						
第 1 条から第 25 条まで（現行のとおり） 別表第 1（第 4 条関係） 補償基礎額表							第 1 条から第 25 条まで（略） 別表第 1（第 4 条関係） 補償基礎額表						
医師、歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上	医師、歯 科医師又 は薬剤師 としての 経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	9,060 円	10,332 円	14,397 円	15,198 円	17,259 円	17,937 円	学校医及 び学校歯 科医の補 償基礎額	9,060 円	10,332 円	14,175 円	14,175 円	16,467 円	17,496 円
学校薬剤 師の補償 基礎額	7,629 円	8,340 円	9,873 円	11,073 円	11,907 円	12,246 円	学校薬剤 師の補償 基礎額	7,629 円	8,340 円	9,873 円	11,073 円	11,907 円	12,246 円

第3 教育長報告

① 令和8年第2回市議会定例会について

令和8年第2回定例会会期日程表

会期 6月4日～6月23日（20日間）

月・日	曜日	時間	会議名
4日	木	午前9時30分	本会議（第1日）上程・即決・付託・報告 議会運営委員会 午前9時～
5日	金		休会
6日	土		休会（休日）
7日	日		休会（休日）
8日	月	午前9時30分	本会議（第2日）一般質問
9日	火	午前9時30分	本会議（第3日）一般質問
10日	水	午前9時30分	本会議（第4日）一般質問
11日	木	午前9時30分	本会議（第5日）一般質問
12日	金		休会
13日	土		休会（休日）
14日	日		休会（休日）
15日	月	午前9時30分	総務文教委員会
16日	火	午前9時30分	厚生委員会
17日	水	午前11時00分	環境建設委員会
18日	木	午前9時30分	予算特別委員会
19日	金		休会
20日	土		休会（休日）
21日	日		休会（休日）
22日	月		休会
23日	火	午前9時30分	本会議（第6日） 議会運営委員会 午前9時～

令和 8 年第 2 回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付託 委員会
3 1	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 2	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 3	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 4	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 5	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 6	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 7	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 8	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 9	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 0	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 1	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 2	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 3	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 4	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 5	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
4 6	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
4 7	専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について	
4 8	専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について	

4 9	専決処分（東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の承認について	
5 0	東久留米市立公園条例の一部を改正する条例	
5 1	令和 8 年度東久留米市一般会計補正予算（第 2 号）	
5 2	東久留米市税条例の一部を改正する条例	
5 3	東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	
5 4	東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例	
5 5	東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
5 6	東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	
5 7	東久留米市立公園条例の一部を改正する条例	
5 8	東久留米市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
5 9	令和 8 年度東久留米市一般会計補正予算（第 3 号）	
6 0	令和 8 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
6 1	令和 8 年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	

令和８年第２回定例会一般質問届出順序及び内容

受理 番号	議員名・会派名 所属委員会	質 問 題 名 ・ 質 問 要 旨	答弁希望者	担当部課
1	宮川 豊史 久留米ハート ネット 環境建設委員会	財政力危機宣言！今の東久留米市の財政力では全ての事業を実施するのは不可能。 1 竜馬が来る事業 2 借金残高 3 定員適正化 4 公共施設マネジメント 5 東久留米駅西口大規模改修	市長 副市長 担当部長	
2	阿部 利恵子 公明党 厚生委員会	1 市行政について （１） 東久留米第二住宅について （２） 保育について ア 年度当初の入所状況 イ こども誰でも通園制度 ウ 公設民営の公私連携型移行 （３） しんかわ保育園跡地の利活用について （４） がん検診について （５） 麻疹（はしか）流行への対応について	市長 副市長 担当部長	
3	高橋 和義 公明党 環境建設委員会	1 市行政について （１） 公園について （２） 防災会議について （３） 学童保育所のお弁当の提供について （４） 冠水対策について （５） 下水道事業について 2 教育行政について （１） 学校の新たな防犯対策について	市長 副市長 教育長 担当部長	
4	三浦 猛 公明党 総務文教委員会	1 市行政について （１） 本庁舎改修基本計画について （２） 職員管理と業務改革について （３） 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について 2 教育行政について （１） 小学校プログラミング教育について	市長 副市長 教育長 担当部長	
5	関根 光浩 公明党 厚生委員会	1 市行政について （１） （仮称）東久留米市行政経営ビジョン２０２６－２０２９（素案）について （２） 連絡所のあり方検討報告書について （３） 介護関連施策について （４） 障害福祉施策について （５） 前沢都市計画緑地について	市長 副市長 担当部長	

6	かやま 玲子 れいわ新選組 東久留米 総務文教委員会	1 市行政及び教育行政について (1) 障害福祉サービスの支援について (2) 防災都市づくりについて (3) 眼科検診について (4) 新型コロナワクチン接種による健康被害について (5) 学校再編について	市長 副市長 教育長 担当部長	
7	梶井 琢太 市議会立憲民主 厚生委員会	1 公共工事の品質確保と工事環境の改善について 2 旧しんかわ保育園の跡地利用について 3 学童保育について 4 学校施設の更新について 5 学校教育と生成AIについて	市長 副市長 教育長 担当部長	
8	北村 のり子 日本共産党 厚生委員会	1 教育行政について (1) 中学校給食について (2) 学校図書館について 2 市行政について (1) 高齢者の聴覚検査と補聴器購入補助制度について (2) 街区公園について (3) 私道に対する整備助成について	市長 副市長 教育長 担当部長	
9	鴨志田 芳美 日本共産党 厚生委員会	1 市行政について (1) 子どもの権利について (2) 保育行政について (3) 新所沢街道の渋滞について (4) 浸水対策について (5) 酷暑対策について	市長 副市長 担当部長	
10	永田 雅子 日本共産党 環境建設委員会	1 市行政について (1) 高齢者福祉について (2) 障害福祉について (3) 学童保育所について (4) 連絡所のあり方検討報告書について (5) 下水道使用料について	市長 副市長 担当部長	
11	村山 順次郎 日本共産党 総務文教委員会	1 市行政について (1) イラン攻撃による物価高騰等の対策について (2) 公共施設の保全について (3) 家庭ごみの減量と指定収集袋の値下げについて (4) 東村山市の柳泉園組合加入協議について (5) 都市計画道路の建設について 2 教育行政について (1) 文化財行政について ア 職員体制 イ 展示・保存施設	市長 副市長 教育長 担当部長	

1 2	間宮 美季 市民自治フォーラム 厚生委員会	誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して 1 市行政について （１） 高齢者の暮らしの充実について ア 指定介護事業者の指定の一部の効力の停止処分について イ ごみ出しサポート事業について （２） 公立保育園における保育の充実について （３） 住民監査請求について 2 教育行政について （１） 図書館行政について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 3	佐藤 一郎 東久留米維新の会 環境建設委員会	1 市行政について （１） （仮称）東久留米市行政経営ビジョン２０２６－２０２９（素案）について （２） アナログ規制の見直しについて （３） 東久留米市職員人材育成基本方針について （４） 選挙の期日前投票について 2 教育行政について （１） 市内中学校の校外学習について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 4	岩崎 さやこ 国民民主党 東久留米 総務文教委員会	1 市行政及び教育行政について （１） 観光、体験を提供するふるさと納税の市内での活用事例について （２） ありがたいの気持ちを見える化し、つながりを循環させる新しい地域通貨について （３） 児童発達支援から見た市内学童保育や放課後デイサービスの利用について （４） 市内中学校部活動に関する費用補助制度について （５） 後期高齢者医療制度について （６） 基金による債券運用の状況について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 5	引間 太一 ニューウェーブ 環境建設委員会	1 教育行政について （１） 闇バイト・特殊詐欺の危険性についての中学校での啓発について 2 市行政について （１） シティプロモーション戦略の強化について （２） 冠水被害対策について （３） 南沢エリア大型マンションの建設について （４） 市内の電柱について （５） 詐欺被害について	市長 副市長 教育長 担当部長	

1 6	今井 和史 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 治安について (2) 地域防災について (3) 商店街活性化対策事業について (4) 自治会の地域活動について (5) デマンド型交通「くるぶー」について (6) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について	市長 副市長 担当部長	
1 7	沢西 卓哉 自民クラブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) (仮称) 東久留米市行政経営ビジョン2026-2029 (素案) について (2) 連絡所のあり方について (3) 宅地開発における無電柱化の推進について (4) 区分所有法改正について (5) 都道東京所沢線(第4号)歩道整備事業について	市長 副市長 担当部長	
1 8	野島 武夫 自民クラブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) 西武線沿線地域との広域的な連携について (2) 東村山都市計画道路3・4・15の1号線整備事業の進捗状況について (3) 成人歯科検診事業について (4) 介護保険サービスの各種軽減制度について	市長 副市長 担当部長	
1 9	島崎 孝 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 財政シミュレーションについて (2) 市債・基金のあり方について (3) 地域防災について (4) 高齢者施策について	市長 副市長 担当部長	
2 0	当麻 一哉 自民クラブ 総務文教委員会	1 市行政について (1) 社会を明るくする運動について (2) 本庁舎改修等工事について (3) 東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備について (4) 物価高騰下における入札対応等について (5) 本市の景観保持について	市長 副市長 担当部長	
2 1	篠宮 よしのり 自民クラブ 総務文教委員会	1 市行政について (1) 地域防災について (2) 空き家バンクと地域産業活性化の連携について (3) こどもの居場所づくりと学童保育について (4) ヤングケアラーへの支援体制の整備について (5) 日本郵便との包括的連携に関する協定について	市長 副市長 担当部長	

令和8年第2回定例会請願付託表

受 理 番 号	件 名
8 請 願 第 6 号	東京都に対して「ドバト等の捕獲許可運用の見直しを求める」意見書を提出することを求める請願
8 請 願 第 7 号	学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願
8 請 願 第 8 号	東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食実施の検討を求める請願
8 請 願 第 9 号	小中学校の断熱改修を早急に進めることを求める請願
8 請 願 第 10 号	国に対して「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願
8 請 願 第 11 号	都に対して「都の責任で都内の小中学校の全学年で速やかに35人学級を実現すること」という意見書の提出を求める請願
8 請 願 第 12 号	「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」及び、「公設民営保育園の公私連携型移行」についての市民説明会の開催を求める請願
8 請 願 第 13 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願書
8 請 願 第 14 号	各資材高騰等に伴う市内中小事業者支援を求める請願書

令和8年第2回市議会定例会一般質問答弁概要(教育委員会関係)

※通告による質問に対する答弁のみ(再質問除く)。

	質問議員名(会派名) (上段)質問要旨 ※一部まとめています。 (下段)答弁要旨	※敬称略
1	高橋 和義(公明党) (1)令和8年度の新規事業として、防犯用特定小電力無線機の購入が当初予算に計上されているが、事業の進捗状況について伺う。 (答弁) 令和7年度、他自治体の小学校に不審者が侵入したという事件を受け、教育委員会としても、各学校の安全対策等について把握・検証する必要があると考え、一斉点検を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を検討してきた。 校長会と意見交換した結果、緊急時の連絡手段の整備が急務であったことから、一斉発信の簡便さや費用面等を勘案し、まずは小学校1～2校において小電力無線機を試験導入したいと考え、「防犯用特定小電力無線機の購入」を令和8年度の新規事業として予算要求した。 その後、予算をお認め頂いたので、令和8年度に入り、サンプル品を用いた通信状況の実地確認や、試験導入をする学校の検討などを校長会と調整しながら行ってきた。 現在、機器の購入手続きが終わり、導入校の確定に向けた最終調整を校長会と行っている段階である。	
2	三浦 猛(公明党) (小学校プログラミング教育について)本市における実施状況(どのような授業展開が行われているのか、現場での認識している課題)について伺う。民間アンケートでは、およそ70%の教員が「教育効果や手応えを感じている」本市としても、子どもの主体性、思考錯誤する力、論理的思考力、学習意欲などに、一定の成果が見られているとの認識はあるか伺う。 (答弁) プログラミング教育とは、子供たちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示するプログラミングを体験させながら、プログラミング的思考、つまり論理的思考力を育むことを目指している。 小学校におけるプログラミングの授業については、情報活用能力全体計画に基づき、朝の時間及び算数、理科、総合的な学習の時間など教科等の時間の中で実施している。 具体的な内容として、第5学年算数では、正多角形を書く手順について考えること。第6学年理科では明るさセンサーを使って、明かりがつくようになるようになるプログラミングを行うことなどを学習する。 総合的な学習の時間では、(直感的にプログラミングが学べる無料の教育用ソフト)プログラミングアプリ「Scratch(スクラッチ)」を使ってアニメーションや簡単なゲームを作るなどの学習をしている。 小学校学習指導要領における、小学校段階でのプログラミング教育は、児童がプログラミング言語や技能を習得すること自体をねらいとするのではなく、「プログラミング的思考」を育むことにいることから、どの教科でも論理的に考えたり、説明したりする学習過程を設定し、児童が自分の考えをもち、協働的に学習を進められるように工夫しており、子どもの主体性や学習意欲等の向上にも一定の成果が見られるものと認識している。	

3	かやま 玲子(れいわ新選組) 今年度、学校施設の個別施設計画を策定予定とのことだが、記載内容について伺う。また、市長部局が取りまとめた「基礎情報分析結果報告書」では学校数が減るという検討結果が記載されているが、同計画に学校再編について記載する想定があるのか伺う。
	(答弁) 教育委員会では、更新工事に向けた現状把握及び課題提起と、基本的な考え方を整理し、学校施設更新に向けた基本方針を令和7年度に取りまとめている。 これを踏まえ、令和8年度に学校施設の個別施設計画を策定したいと考えている。 国から示されている個別施設計画の記載項目としては、対象施設、計画期間、優先順位の考え方などだが、具体的内容は自治体ごとに記載内容が異なる。 「学校施設更新に向けた基本方針」や、これまで市長部局で整理した各種基礎情報を踏まえ、他自治体の事例なども参考に、今後、具体的な検討を行っていく。 学校再編について、教育委員会としては、市長部局で取りまとめた基礎情報分析結果報告書の検討結果を受けて直ちに学校再編に向けた検討を行なうのではなく、同報告書が示す将来像を念頭に置きながら、今後を展望した議論を重ね、機を逸することのない、状況に応じた対応を図っていく必要がある、このように整理している。 そのため、まずは学校施設更新に向けた検討を進めているが、最短で令和17年度の工事着工と想定していることから、学校施設の個別施設計画には10年程度の工事スケジュールを掲載すると想定しているため、1校目の更新工事を掲載する見込みである。

4	梶井 琢太(市議会立憲民主) (1)本庁舎の大規模改修を一旦立ち止まるとのことだが、そうすると旧下里小学校を仮庁舎として活用する時期が変更となったり、活用しない可能性もあると思う。学校施設更新の際に仮校舎として活用する想定だと思うが、この変更が教育委員会で想定しているスケジュールにどのような影響があるのか伺う。
	(答弁) 学校施設更新については、本年3月に教育委員会で取りまとめた「学校施設更新に向けた基本方針」において、市長部局の動向を踏まえ、令和8年度に学校施設の個別施設計画を策定し、そこに10年程度の工事スケジュールを記載する予定であることをお示ししている。 また同方針の中で、一般的に、学校施設の更新には検討から利用開始まで7～10年程度の期間を要するが、学校施設更新の際は他の公共施設との複合化等を市長部局と連携して検討することもあり、特に最初の検討には時間を要する可能性もあることから、令和17年度ごろの工事着工が最短である、という考え方を示している。 旧下里小学校の仮庁舎としての活用は、学校施設更新時に仮校舎として活用するまでの間の一時的な利用であると承知しているので、現時点で学校施設更新に係る想定スケジュールに影響があるものとは考えていない。 ただし、仮庁舎や仮校舎として活用する前に一定の整備が必要となることから、旧下里小学校の改修スケジュールは仮庁舎または仮校舎としての利用開始時期に合わせ、変更する可能性があるものと考えている。
	(2)本市小・中学校における教員や児童・生徒の学習における生成AIの活用の現状と今後の見通しについて伺う
	(答弁) 生成 AI の教育現場における活用は、時代の大きな転換点にあると認識している。また、急速な技術の進展に伴い、子供たちの家庭等での利用が急増している実態もある。 先進地域においては、教員の働き方改革として教材作成や文書整理等への活用や段階的な児童・生徒の利用、実証が進んでいる。 現在、本市においては、活用は進めていないが、調べ学習における情報収集の補助や、英語教育における対話の相手など、AI を効果的な『学習のパートナー』として活用することで、児童・生徒の個別最適な学びの実現や探究心の育成など 学習効果の拡大と大きな可能性を感じていることから、文部科学省や東京都のガイドラインをもとに、本市におけるガイドラインを整備しつつ、まずは教員の文書作成や授業のアイデア出し、会議の要約など、校務負担軽減に向けた活用や、一部の中学校等における段階的な学習利用の検討を進めているところである。 一方で、今後の推進にあたっては慎重に取り組むべき課題も考えられる。 第一に、児童・生徒が誤情報や偏見を鵜呑みにしないための『情報活用能力(メディアリテラシー)』の育成である。 第二に、AI が容易に答えを出してくれる時代だからこそ、思考力や創造力をいかに養うかという点である。安易な解答の丸写しを防ぎ、自ら問いを立てて思考するプロセスを重視する指導が必要不可欠である。 第三に、教育評価のあり方である。AI の活用が日常化する中、生徒の真の学力をどう測るか、評価手法の見直しも急務となっている。 しかしながら、「新しい技術に果敢に挑むことで見えてくる課題と成果がある」との認識のもとに学び、今後は、教員自身の AI リテラシー向上等の研修等を周知し、保護者の皆様の理解を得ながら、子どもたちの未来の可能性を広げる安全で効果的な AI 活用を段階的に推進していく。

5	北村 のり子(日本共産党) (1)中学校給食について、喫食率が上昇していることが言われているが、上昇している要因とそれに伴う市側の見解を伺う。また、食缶方式への変更を要望しているものの、それが実現しない要因について伺う。 (答弁) 中学校給食の喫食率については、毎月の集計を行っているが、令和6年の4月から12月まではおよそ60%から64%の喫食率であったところ、令和7年1月には給食の無償化が始まったこともあり、喫食率は約80%に上昇している。 その後、令和7年度に入り、4月の喫食率は 88.1%でスタートしているが、9月にはあたたかい献立の提供も始まり、10月には 89.2%となり、令和8年度の4月では 91.7%となっている。 市教育委員会としては、このような経過について、無償化が大きな要因であることがあげられるが、その後もあたたかい献立の開始など、積み重ねの結果が出てきているものと考えている。 今後についても、生徒へのアンケート調査を実施するなど、新しいメニューの募集等、子どもたちの意見も参考にしながら、学校給食の充実に努めていきたいと考えている。 次に、食缶方式が実現しない要因とのご質問については、かつて、本市で中学校給食を導入するにあたって、安定的、継続的に提供することができる方式として、弁当併用スクールランチ方式を採用するに至った検討の経過において存在した、様々な制約は今に至って解消されている、という状況ではない。よって、現時点で提供方式を変えるための検討を行う考えは持ち合わせていない。 (2)①学校図書館には、司書教諭が配置されている。市内小中学校における司書教諭の配置状況について伺う。また、配置されていない学校ではどのように対応するのか。 ②司書教諭とは異なる学校司書が配置されているが、学校司書の配置人数、日数、役割について伺う。 (答弁) まず、今年度の司書教諭の配置状況についてだが、法律に基づき 12 学級以上の学校には有資格者の配置が義務化されており、本市では小学校 12 校、中学校 6 校計 18 校に配置している。11 学級以下の学校で司書教諭の配置がない中学校1校においても、図書主任等の教員を責任者に任命し、組織的に図書館運営を担う体制を整えている。 次に、学校司書の配置状況と役割について。 まず配置人数だが、全小中学校に各校 1 名を配置している。 また、配置日数については、中学校は年間 18 日、小学校については早期の読書習慣形成のため、令和 6 年度より年間 40 日(1 日 6 時間勤務)配置している。 学校司書は、司書としての専門知識を生かし、各学校の学校図書館運営が円滑に行われるように支援をしている。小学校では主に低学年の図書の授業支援に力を入れ、本の読み聞かせや児童のレファレンスに対応する。また国語 教科書掲載図書コーナーの活用や資料提供、授業で資料を利用したい教員の意見も取り入れた選書補助なども積極的に行い、学習に寄与できる学校図書館運営補助に努めている。 今後とも、司書教諭と学校司書等の連携を強化し、学校図書館が「読書センター」および「学習情報センター」として最大限に機能するよう努めていく。
---	--

6	村山 順次郎(日本共産党) (1)文化財行政について大きく2点伺う。 ア:広報東久留米や市ホームページにおいて、令和8年7月1日以降の職員採用試験の対象として、一般事務（学芸員）の募集が行われていたが、今後の文化財行政に向けた職員体制の強化について、担当の取り組みを伺う。 イ:文化財の展示・保存施設について、分散している施設のあり方について検討状況を伺う。 (答弁) はじめに、文化財行政の人員体制について。令和8年4月1日現在の文化財係には、会計年度任用職員を含め複数名が埋蔵文化財に関する知識を有している。約700件の埋蔵文化財に関する開発等に伴う照会・審査・手続や100件を超える発掘届の対応、郷土資料室をはじめとする施設の管理運営、収蔵している文化財の分類・整理、企画展示の実施など、係全体での協力体制の構築などにより安定的な業務遂行に繋がっていると考えている。 一方で、ジョブ・ローテーションを視野に入れた文化財行政の体制強化に向け、人事部門に対し、学芸員資格を有し、埋蔵文化財の発掘調査経験のある職員の採用について、人事担当とのヒアリングの場などを通じて、調整、連携していたところであり、先に実施された令和8年7月1日以降の職員採用試験では、一般事務（学芸員）の募集が行われたとの認識である。 続いて、文化財の展示・保存施設についてお答えする。 現在、文化財の展示及び保存施設は、わくわく健康プラザ内の郷土資料室のほか、6か所に分散している。 文化財の保存は、本市のみならず、遺跡・史跡の多い自治体における共通の課題であると認識している。令和6年度に川岸遺跡と第一小学校遺跡の遺物の移管のため、旧下里小学校の配膳室を改修するなどの対応を行ったものの、教育委員会として分散している施設についての具体的な方向性は固まっておらず、効果的な展示方法など、継続的に検討しているところである。 一方で、本年9月を目途に、公共施設マネジメント推進課において、「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想(素案)」の取りまとめを進めており、庁内において検討を行っているところである。その中で、文化財の展示・保存施設についても一定の整理がされるものと考えているが、そういったものを見据え、また連携を図りながら検討を進めていきたいと考えている。
---	--

7	間宮 美季(市民自治フォーラム) (1)(図書館行政について)1点目、先ごろ、指定管理者により提供される複写サービスについて、その電気料金が市費により負担されている可能性があり、そのことで市に損害が生じている蓋然性が極めて高いとの指摘のもと、監査事務局に対して住民監査請求が提出され却下された経過があったようだが、毎年度の指定管理者から提出される収支報告書において、複写サービスに伴う電気代は、どのような取り扱いになっているか確認したい。 (答弁) 本市の図書館指定管理業務については、市条例などの他、教育委員会の定めた事項、指定管理者との基本協定及び年度協定、募集要項等及び指定管理者からの提案書に従って実施することとしている。 その中で、図書館運営にかかる光熱水費は中央図書館では市が負担、地区館では、地区館の設置されている各地域センターの指定管理者が負担するものと定めており、図書館指定管理者に負担を求めている。 また、ご質問の複写サービスは、図書館法に定める図書館奉仕のうち、利用者への資料提供の一環として実施する営利を目的としない事業であり、利用者に対しては実費を請求するにとどめ、著作権法の定めに沿って提供されているサービスであり、市が指定管理者に求める仕様では、指定管理者により機器の設置を行い、利用者サービスを提供し、利用料金については、指定管理者の収入と定めている。 そのため毎年度ごとの収支報告書においては、複写サービスのための電気代が含まれないことは、市と指定管理者の共通した理解であると認識している。 (2)(図書館行政について)2点目、旧指定管理者から新指定管理者への引継ぎはどのように行われたのか。スムーズに行われたのか。 (答弁) 令和7年第4回定例会において東久留米市立図書館指定管理者の指定についての議案を御議決いただいた後、市と旧指定管理者、新指定管理者の3者で打合せの機会を設けて引継ぎを開始した。 図書館サービスにおける資料管理やカウンター関連業務、継続していただく事業・イベントなど多岐にわたる項目を洗い出し、双方の担当者において直接質疑応答の場を持ちながら進め、各館における現場での説明や、図書館事業に御協力いただいているボランティアの皆様と新指定管理者の顔合わせなども逐次行った。 3月中旬からは、新指定管理者による新従事者に対する図書館業務やコンプライアンス等に関する研修や現場でのOJTも行いながら円滑に準備を進め、4月1日より新指定管理者による体制のもと、順調に図書館運営がなされている。 (3)(図書館行政について 3点目)今回の指定管理者交代に伴う図書館で保管する個人情報記載された書類などは、どのような処理、引き継ぎがされたのか。 (答弁) 図書館運営に必要な個人情報の取り扱いについては、指定管理業務の仕様において定めており、関係法令の定めに沿って行われている。 今回の新旧の指定管理者間で引き継がれたものは、図書館システムで管理する利用登録者データが大部分ですが、利用登録申請書等の紙の書類は、引き継ぎ後に一定の期間、施錠のできるキャビネットに保管の後に、シュレッターをかけて廃棄されることとなる。
---	--

8	佐藤 一郎(東久留米維新の会) 市内中学校の校外学習における安全対策について伺う。 (答弁) 校外学習や宿泊学習は、児童・生徒が自然や文化に触れ、集団行動を通じて協力の精神を学ぶ貴重な機会である一方、日常の学校生活とは異なる環境であるため、より万全な安全管理が必要不可欠である。 全国の校外学習等において発生した痛ましい事故の報道を受け、保護者の皆様が我が子の安全に対して強い不安を抱かれることは当然であり、教育委員会といたしましてもこの懸念を大変重く受け止めている。 学校が保護者の皆様から信頼され、安心して子供たちを送り出していただくためには、実施前の「綿密な計画」、保護者への「丁寧な情報共有」などが極めて重要であると考え、教育委員会においては、児童・生徒の生命と安全を守ることを最優先とし、各学校に対して、第一に「事前準備と現地調査の徹底」、第二に「アレルギーや持病への個別対応」、第三に「熱中症や感染症などの保健衛生管理」、第四に「児童・生徒自身の危険予測能力を向上させる「事前安全教育」の推進、第五に「保護者の皆様への丁寧な情報発信と不安の解消」等について、指導・徹底を図っている。 今後とも、学校、宿泊施設、家庭が確かな信頼関係のもとで密に連携し、保護者の皆様に安心していただけるよう万全の対策を講じながら、子供たちが安全に、そして安心して豊かな学びを体験できるよう、実りある教育活動の推進に努めていく。
9	岩崎 さやこ(国民民主党) 部活動に関する費用を補助する制度があるのか伺う。 (答弁) 本市における部活動に係る補助制度としては、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第25条に基づく部活動の活性化及び東久留米市立中学校に在籍する生徒が参加する体育系又は文化系活動に係る経費による保護者負担の軽減を図ることを目的とする、「東久留米市立中学校部活動等補助金」が定められている。 補助対象としては、「年度を通じて実施する部活動事業」及び「部活動活性化事業」があり、予算の範囲内で、部員数等を基に各学校の補助金交付金額の上限を配分し、学校からの申請に基づき交付している。 また、関東大会及び全国大会については、宿泊費、交通費、大会参加費等を補助する事業があり、実績に応じて交付を行っている。

10	引間 太一(ニューウェーブ) 中学生が闇バイトに加担して逮捕された事件を受け、市として闇バイトに加担させないための対策が緊急の課題である。全国の中学校では、SNS 等をきっかけに生徒が犯罪の実行役にされてしまう「闇バイト」や特殊詐欺の加担を防ぐため、警察や民間企業と連携した実践的な啓発活動が活発に行われている。 本市においても、子供たちがこのような犯罪に巻き込まれることを防ぐことが大事であることから、学校特に中学校において特化した授業を行うことが必要であると考え。本市における取組の現状や見解を伺う。
	(答弁) SNS 等を通じて中学生が言葉巧みに犯罪の実行役に誘い込まれる「闇バイト」や、特殊詐欺への加担は、全国的な社会問題となっている。本市においても、生徒が被害者にも加害者にもならないための対策は、極めて重要な課題であると認識している。 これまで本市の小中学校においては、長期休業日前の生活指導についての指導資料に「闇バイト」や「特殊詐欺」の危険性を記載し、必ず指導することとしてきた。さらに家庭配布用資料にも同様の記載をして保護者への啓発を図っている。 また、生活指導主任会においてスクールサポーターから提供された情報を各学校に還元しているほか、情報モラル教育の一環として SNS の適切な扱い方を指導している。 指導の際には、 ・特殊詐欺加害防止特設サイト、 ・特殊詐欺加害防止リーフレット、「考えよう！デジタルリテラシー(令和 6 年 1 月)」 ・闇バイト対策リーフレット、「闇バイト」防止啓発漫画、「10 代のみなさんへ それ、『バイト』ではなく、『犯罪』です！！」などの資料や動画資料を配布・活用し、各学校の実態に応じて指導を行ってきた。 今後、田無警察署から、小学校高学年以上、さらに、保護者も対象とした啓発資料が配布される予定であり、防犯教育及び情操教育の周知、実施に向けて連携を図っているところである。 さらに、一人で悩まず身近にいる信頼できる大人に相談するとともに、少しでも不安を感じたら警察相談窓口に電話することも周知している。 しかしながら、犯罪グループによる勧誘手口は年々巧妙化しており、多感な時期にある中学生を守るためには、より踏み込んだ指導が必要であると認識している。今後も、近隣自治体の先進的な取組などを調査・研究し、警察等との連携を図りながら、実効性のある啓発活動について各学校へ周知・指導していく。

令和 8 年第 2 回定例会請願付託表

受理番号	件名	付託委員会
8 請願第 6 号	東京都に対して「ドバト等の捕獲許可運用の見直しを求める」意見書を提出することを求める請願	環境建設委員会
8 請願第 7 号	学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願	総務文教委員会
8 請願第 8 号	東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食実施の検討を求める請願	総務文教委員会
8 請願第 9 号	小中学校の断熱改修を早急に進めることを求める請願	総務文教委員会
8 請願第 10 号	国に対して「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願	総務文教委員会
8 請願第 11 号	都に対して「都の責任で都内の小中学校の全学年で速やかに 35 人学級を実現すること」という意見書の提出を求める請願	総務文教委員会
8 請願第 12 号	「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」及び、「公設民営保育園の公私連携型移行」についての市民説明会の開催を求める請願	厚生委員会
8 請願第 13 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願書	総務文教委員会
8 請願第 14 号	各資材高騰等に伴う市内中小事業者支援を求める請願書	総務文教委員会

8 請願第 7 号

学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、
小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願

紹介議員

村 山 順次郎

〈請願趣旨〉

文部科学省が示している学校給食衛生管理基準では、「調理場は、十分な換気を行い、湿度は 80%以下、温度は 25℃以下に保つことが望ましい」と明記されており、東久留米市のホームページでも衛生管理については文部科学省から示されている「『学校給食衛生管理基準』に基づいて適切な管理の徹底に努めています」とされています。

2025年6月1日から、労働安全衛生規則改正が施行されました。同改正では、事業者に対して熱中症対策が義務づけられています。具体的には、熱中症患者の報告体制の整備や、熱中症の悪化を防止する措置の準備を行い、それぞれ作業従事者に対して周知させなければならないとされています。

東久留米市の小学校の給食調理室の環境は、これらの基準を満たしていません。エアコンが設置されていないため、室温が体温以上になる状態になっています。熱い排水の流れる溝から立ち上る蒸気や、食洗機の熱いお湯、大釜での煮炊き等の熱源に、夏場の外気の暑さが重なるという厳しい暑熱環境となります。火気を使い蒸気が立ち込める中で、大量の汗を流しながら作業され、調理員の方の中には熱中症になり、頭痛が収まらない状態で仕事を続けている方もいます。命に関わる苛酷な労働環境になっています。このような労働環境は労働安全衛生規則に違反した状態であり、脱法状態の放置は許されず、直ちに改善されなければなりません。

2025年11月の総務文教委員会では、対策の一つとして人に冷風をかけ、体感温度を下げるためのつり下げ式のスポットクーラー設置についての案が出されました。抜本的な給食調理室の空調設備の改善が求められますが、緊急対策として予算化されたことについては、大変喜ばしいことです。早急に全ての調理室に設置して、少しでも調理室の環境を向上させてください。

学校給食衛生管理基準を適切に遵守し、また働く人の安全を確保する職場の確立、さらには、子どもたちに安全でおいしい給食を提供する環境整備のためにも、全校の給食調理室における空調環境の整備に向けた速やかな対応をお願いします。

〈請願事項〉

- 1 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境を整備してください。

8 請願第 8 号

東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食実施の検討を
求める請願

紹介議員

村 山 順次郎

〈請願趣旨〉

文科省の学習指導要領においては、食育は単なる栄養指導ではなく、学び（知育）道徳心（徳育）健康（体育）の基盤をつくる重要な教育として位置づけられています。また、東久留米市第3次教育振興基本計画では「学校給食では地場産物使用の取り組みにより、地域の文化・産業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むことや、栄養教諭等を中心として体系的・継続的に食育を推進していくことが一層重要」とあります。学校給食は、食育を実践する重要な場であり、学習の幅を広げ、地産地消や文化継承などの役割を果たしているといえます。

東久留米市の小学校ではこれらのことが具体化され、アレルギー対応のあるおいしい温かい全員給食が提供され、こどもの体や心の成長を保障しています。一方、中学校では、給食は「弁当併用スクールランチ方式」で民間調理場の調理、配送により提供されています。地場野菜を活用した給食は、衛生上の都合で「冷まされて」おり、アレルギーや宗教の対応ありません。栄養士による体系的・継続的な食育は不十分なものになっています。

心も体も大きく成長する中学生の時期は、バランスのいい栄養を必要とします。家庭の経済状況に左右されず、安心しておいしい温かい給食を食べ、食育を通して、学習の場を広げていくためには、小学校と同様の全員給食にしていくべきです。このことは、市政運営の基本的な考え方の一つ「子どもが豊かに成長できるまち」につながっていくと考えます。

令和8年から東村山市と国分寺市では中学校全員給食が実現します。東村山市は、東久留米市と同じ「弁当併用スクールランチ」から「食缶方式による全員給食」がスタートします。国分寺市の市長は令和7年7月25日に所信表明で「温かい中学校給食の提供を実現します。まず短期的に、保温食缶方式を早急に導入します」と述べ、食缶・ランチボックス併用方式、全員喫食の方向を出しています。申込みをしなければ、給食が提供されない方式で、冷たいおかずのランチボックス方式を取る自治体は、都内で東久留米市だけとなってしまいます。中学生からは、「温かいスープはあるけど、おかずが冷たいので、温かいおかずが食べたい」「小学校のような温かい給食が食べたい」等の声が寄せられています。同じ東京都に住みながら、自治体の方針によって「温かい給食を食べることができない」という不利益を東久留米市の中学生が被ることになっているのは、残念でなりません。

こどもたちの健康の保持増進や食育、社会・家庭環境の変化への対応などの面から「誰一人取り残さない」社会を目指し、改めて「全員給食」の重要性を考え、食缶方式による全員給食の実施を検討してください。

〈請願項目〉

- 1 東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食の実施を検討してください。

8 請願第 9 号

小中学校の断熱改修を早急に進めることを求める請願

紹介議員

村 山 順次郎

〈請願趣旨〉

近年、夏の気温の上昇が 40℃を超える状況を受け、気象庁は早々に最高気温が 40℃以上の日について「酷暑日」と新たな名称を定めました。顕著な高温への警戒を呼びかけようとしています。

このような気象状況の中、昨年学校現場では屋外プールの授業や校庭での体育の授業、休憩時間の遊びも制限されました。屋内でも特に最上階の教室などでは、エアコンをフル回転してもエアコンが効かない事態が発生し授業に支障が出ています。校舎が古く、ほぼ無断熱または低い断熱基準が原因として考えられます。

国や都は数年前から地球温暖化防止や、省エネルギーの対策として、補助金を出して住宅の断熱化を推進してきました。特に窓は外気の影響を受けやすく、シングルガラスから複層ガラスや窓枠を樹脂サッシにするだけで外の熱が伝わりにくくなります。家庭では遮熱カーテンも使われています。断熱塗料を使つての外壁、屋上の塗装も効果的です。これらの対策は、冬の暖房効率も上げ、自治体の電気料金の削減に貢献します。もはや校舎の建て替えまで対策を取らないで、こどもたちに我慢を強いることはできません。速やかな対応をお願いいたします。

〈請願事項〉

- 1 小中学校の教育環境を向上させCO₂の削減のため、今すぐ断熱改修を検討してください。

8 請願第 11 号

都に対して「都の責任で都内の小中学校の全学年で速やかに 35 人学級を実現すること」という意見書の提出を求める請願

紹介議員

村 山 順次郎

〈請願趣旨〉

私たちは、どの子も健やかに成長してほしいと心から願い、少人数学級実現を求めて請願を続けてきました。少人数学級を求める多くの保護者、市民の声、自治体の意見書採択等の動きに押され、義務標準法の改正によって小学校の 35 人学級は実現しました。しかし、OECD 平均である 20 人程度の学級に比べ、日本の学級の規模は大き過ぎます。

文部科学省は、中学校の「35 人学級」は、1 学級の上限をこれまでの 40 人から 35 人に引き下げ、中学 1 年生から始まり、順次全学年に広げるとしています。順次広げるのでは、2026 年度の中学 2 年生と 3 年生は、35 人学級にならず、40 人学級のまま学年が進んでいきます。市内では 2026 年の 4 月から 40 人学級になる 2 年生のクラスがあります。

40 人近くの学級の学校公開を参観した保護者や市民の方々から、「1 年生の時は都の補助で 35 人学級だったが、2 年生になって、40 人近くの生徒数になった。担任の先生は、頑張ってくださっているが、一人一人の生徒への声かけが不十分になっている」「1 人当たりのスペースが狭く、カバン等を机にかけると、机間の幅がなく、先生の机間巡視も不十分な状況だった」「災害が起きた時の避難の際、教室内の移動通路が狭いので危険」「班別学習になっても机を動かすこともできない状態だった」「このような状態では、こどもたちの豊かな学びを保障することはできない」等の声が寄せられました。

学校の ICT 化、教育 DX、英語スピーキングテスト等が急速に進められる中で、こどもも教職員も疲弊しています。こどもの不登校や自死の数は過去最高を更新しています。全国の小中学校で 2024 年度に不登校だった児童・生徒が 35 万 3 970 人で過去最多を更新したことが文部科学省の「問題行動・不登校調査」で分かりました。また、いじめ認知件数は、76 万 9 022 件で過去最多でした。文部科学省の調査結果は、こどもたちの「学びづらさ、生きづらさ」を示しています。

教職員を増やし、一人一人のこどもたちの声を聞き、心が通い合う環境をつくる必要があります。こどもの命と健康を守り、どの子にもきめ細やかな支援を行き渡らせるために、今すぐゆとりある少人数学級実現を求めます。

私たち東久留米子どもと教育連絡会（東久留米教育を考える会、東久留米の教科書を考える会、東久留米九条の会、くらしを守る革新東久留米の会、東久留米母親連絡会、新日本婦人の会東久留米支部）は 6 団体の一致した見解として以下について請願します。

〈請願事項〉

- 1 都に対して「都の責任で都内の小中学校の全学年で速やかに３５人学級を実現すること」という意見書を提出すること。

総務文教委員会審査報告書

付託された請願につき、令和8年6月15日開会の本委員会において審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条第1項の規定により報告いたします。

令和8年6月15日

総務文教委員長 当 麻 一 哉

東久留米市議会

議長 沢 田 孝 康 殿

記

件 名	8 請願第 7 号 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 給食調理室空調機整備工事にに関して、①設置時期、②電気容量、③国や東京都の補助金の活用状況、④使用開始時期、⑤設置場所 2. 熱中症の発生状況について 3. 黒球温度計による暑さ指数（WBGT）の測定について 4. 作業体制の改善について
要望、意見等	1. 抜本的な空調整備には気密性向上、また外気処理空調機の導入等が必要になり、そうすると校舎の建て替え、または大規模修繕が伴い、早期の実現は困難であると考え。市の段階的な対策が確実に前進をしていることから、現時点では市の取組を見守り支援していく段階と判断する。よって、本請願は不採択とすべき。 2. 黒球温度計による暑さ指数（WBGT）の測定や、暑さ指数が基準を上回った際に給食調理員が休憩を取れるように体制の見直しが必要になるのではないかと思う。根本的には給食調理室の建て替え及び増築が必要であるため、それも含めた計画の策定を求める。よって、本請願は採択すべき。 3. 調理室への抜本的な空調設備の導入には、校舎の構造自体に関わる多くの経費が必要になるため、建物の老朽化対策と一体的に計画性を持って予算配分されるべきである。市は今後とも現場の声に耳を傾けながら、現実的かつ実効性のあるアプローチを継続して行っていただきたい。よって、本請願は不採択とすべき。
措 置	——

件 名	8 請願第 8 号 東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食実施の検討を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 中学校給食に関して、①1食当たりのエネルギー、②容器の容量、③アレルギーの対応 2. 8 請願第 2 号に対する市側の見解と本請願の見解との違いの有無について 3. 食育等の活動の実施状況について 4. 栄養士の配置について
要望、意見等	1. 小学校と同様の食缶方式への移行は、施設面、財政面においてなお多くの課題が存在し、現段階での完全採択は困難であるが、生徒全員に栄養バランスの取れた給食を届けたいという請願の趣旨は本市が目指す方向性と合致するものである。食缶方式や全員給食の可能性を中・長期的に調査・研究していくべきであると考え、本請願は継続審査とすべき。 2. 請願に健康の保持増進への対応とあるが、提供の仕方が変わること健康の保持増進が進むのか、関連性があるとは思わない。多額の税金を使い、提供方式を変えて、それに見合う効果があるという根拠はない。よって、本請願は継続審査ではなく不採択とすべき。 3. 給食を教育の一環として提供するため、また栄養士による食育に資する活動を強化するためにも、食缶方式による全員給食にするべきだと考える。よって、本請願は継続審査ではなく採択すべき。
措 置	——

件 名	8 請願第 9 号 小中学校の断熱改修を早急に進めることを求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 教室への網戸・カーテン等の設置について 2. 小中学校の断熱化改修に関して、①改修を行った学校、②改修工事の施工内容、③施工後の効果検証、④他自治体の事例、⑤市側の見解 3. 温度計の設置について 4. 教室の暑さに関する苦情の有無について 5. 学校施設の更新にかかる期間について 6. 体育館に関して、①温度計の設置、②使用条件、③屋根の断熱性
要望、意見等	1. 断熱改修の全校実施への財政的ハードルや、施設更新計画との兼ね合いがあることは理解するが、財政負担を精査しつつも、国庫補助金の活用を最大限に模索するなど、健康的で快適な学習環境を実現するため、引き続き調査・研究をしていただきたい。よって、本請願は継続審査とすべき。 2. 大前提として、学校施設の改修には様々な項目があり、断熱のみを抜き出して行うものではないと思う。ほかの緊急の課題もある中、優先順位をつけて取り組むべきであり、もし今後学校から暑すぎる教室があるという訴えが上がった場合は、調査し、方策を検討すべきである。よって、本請願は継続審査ではなく不採択とすべき。 3. 今後改修する学校施設において、他団体の事例をよく研究し、費用効果についても把握して実施していただきたい。既存施設においても、先行して断熱化改修を実施していくことも併せて検討する必要があると思う。よって、本請願は継続審査ではなく採択すべき。 4. 新たに使用開始したエアコンの効果の検証をこの夏しっかりと見守りたいと思う。大規模改修工事を伴わない効果的な取組を研究するという市側の見解も聞いているので、今後も研究に努めていただきたい。よって、本請願は継続審査ではなく不採択とすべき。
措 置	——

件 名	8 請願第 1 1 号 都に対して「都の責任で都内の小中学校の全学年で速やかに 3 5 人学級を実現すること」という意見書の提出を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	な し
要望、意見等	1. 中学校では 2 0 2 6 年度から 3 年かけて 3 5 人学級を実現する予定だが、現在の 2 年生は少人数学級の恩恵を受けずに卒業することになる。不登校などの課題に対応するために、来年度から中学 2、3 年生を同時に 3 5 人学級とすることが必要と考える。必要な措置を東京都に求めるため、本請願は採択し意見書を提出すべき。 2. 国や都が進めている段階的、計画的な体制整備を無視して全学年一律の実現を求めることは、現場の深刻な教員不足をさらに助長し、かえって教育環境の不和を招く懸念がある。教員確保の見通しを欠いたまま速やかな全学年での実現を迫る本意見書の提出には賛同しかねる。よって、本請願は不採択とすべき。
措 置	——

令和8年度 市町村教育委員会研究協議会

1. 対象者
指定都市を除く市区町村教育委員会の教育長及び教育委員

2. 開催日・開催場所（方法）（予定）

【前期】

第1回 令和8年6月25日（木）オンライン
第2回 令和8年7月31日（金）対面
三宮コンベンションセンター
（兵庫県神戸市中央区磯辺通2-2-1 ワンノットトレーズビル5F）

【後期】

第3回 令和8年10月2日（金）対面
博多国際展示場&カンファレンスセンター
（福岡市博多区東光2丁目22番15号）
第4回 令和8年12月18日（金）オンライン
第5回 令和9年2月5日（金）対面
TKP 新橋カンファレンスセンター
（東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング）

3. 日 程 ※日程は予定であり、変更となる場合があります。

【対面開催（第2、3、5回）】

13:00	13:20	13:25	13:40	14:40	14:55	15:10	15:25	16:25	16:40
受付	開会・分科会の進め方説明	研究分科会1回目			移動・休憩	研究分科会2回目			
		テーマ1 ポイント説明	テーマ1 グループ協議	テーマ1 質疑		テーマ1 ポイント説明	テーマ1 グループ協議	テーマ1 質疑	
		テーマ2 ポイント説明	テーマ2 グループ協議	テーマ2 質疑		テーマ2 ポイント説明	テーマ2 グループ協議	テーマ2 質疑	
		テーマ3 ポイント説明	テーマ3 グループ協議	テーマ3 質疑		テーマ3 ポイント説明	テーマ3 グループ協議	テーマ3 質疑	

【オンライン開催（第1、4回）】

12:00	13:00	13:10	13:20	13:30	13:50	15:50
接続テスト	開場	研究分科会の進め方説明	移動	テーマ1 協議のポイント説明	テーマ1 グループ協議	
				テーマ2 協議のポイント説明	テーマ2 グループ協議	
				テーマ3 協議のポイント説明	テーマ3 グループ協議	

※ オンライン開催の分科会テーマの行政説明は YouTube で事前配信する予定です。

4. 研究分科会

前期開催（第1・2回）では、次の9テーマのうち、3テーマについて、分科会に分かれて研究協議を実施する予定です。

なお、後期のテーマは前期の内容を踏まえ、別途決定します。

- ① 教育委員会の機能強化・活性化について
- ② 更なる学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進について
- ③ 不登校対策・いじめ対策について
- ④ GIGA スクール構想の推進について（デジタルな形態を含む新たな教科書を含む）
- ⑤ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について
- ⑥ 特別支援教育（インクルーシブ教育）について
- ⑦ 公立小・中学校の適正規模・適正配置について
- ⑧ 学校部活動の地域展開について
- ⑨ 地域と学校の連携・協働について

※ 分科会では、テーマ毎にグループ討議を行っていただく予定です。

それぞれの教育委員会での取組や経験を通じて、積極的に御発言いただき、有意義な意見交換を行っていただきます。

テーマについては、参加者の希望順位だけでなく、当省より行政説明の際に御伝えすべき内容等を踏まえ、決定します。

【不登校対策・いじめ対策】は、1つのテーマとしていますが、どちらの内容での協議を希望するかを参加申込み時に御回答いただき、当日のグループ分けについて、可能な限り反映させていただきます。

5. 参加申込み

各市町村教育委員会におかれては、前期（第1回・第2回）の参加者を下記URLの参加申込フォームより、5月15日（金）までにお申し込みください。

※参加者がいない場合は回答不要です。

参加申込フォーム：

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbWpnpLyw_6GsYMvxLi-1c7Do9hvRURDNHVVQ5SVU2STdaMVA1VE5NUkk20FZUTy4u

6. その他

参加日、分科会の決定については、5月下旬を目途に通知します。

なお、希望人数によっては、分科会は第1希望以外への参加をお願いする場合